

富士見市と十文字学園女子大学との包括連携に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と十文字学園女子大学（以下「乙」という。）は、包括連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、地域社会及び学術研究の発展並びに施策の充実のため相互に協力し、地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- （1）社会福祉の充実に関する事項
- （2）教育・文化・スポーツの発展と振興に関する事項
- （3）環境の保全・回復・創出に関する事項
- （4）防災に関する事項
- （5）国際交流に関する事項
- （6）産業振興に関する事項
- （7）地域コミュニティの発展に関する事項
- （8）人材育成に関する事項
- （9）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議して必要と認める事項

（協議事項）

第3条 連携協力事業の具体的事項については、甲及び乙が個別に協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の処理）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月4日

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

甲 富士見市

富士見市長 星野 光弘

埼玉県新座市菅沢2丁目1番28号

乙 十文字学園女子大学

学長 安達 一寿